平成２８年（フ）第６４８号
千葉県柏市高田146番地４　グリーンヒル高田１－Ｂ号
債務者　逆井美保子
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第６４９号
千葉県我孫子市つくし野３丁目２番406号
債務者　石井　順子
1　決定年月日時　平成28年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第１０８号
兵庫県明石市二見町東二見1360番地の３　宮の前市住403号
債務者　森口なおみ
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月12日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第８５１号
神戸市垂水区本多聞３丁目１番36―403号、住民票上の住所兵庫県赤穂市上仮屋南288番地
債務者　服部　真一
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８５４号
神戸市垂水区旭が丘２丁目９番48号　旭が丘伸和ハイツ103号、従前の住所福岡県朝倉市頓田671番地１　サンライズ21Ｃ104号
債務者　杉本　　学
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１４３号
宮崎県日向市大字財光寺1108番地　アテネイハイツⅠ105号
債務者　長西　和輝
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第１４４号
宮崎県日向市大字財光寺3612番地４　県営住宅三ツ枝Ｂ団地９棟706号
債務者　畝原　祥実
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第１１７号
千葉県木更津市清見台３丁目２番１Ｃ棟３号
債務者　石井　敏弘
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第３５号
北海道目梨郡羅臼町幌萌町625番地１
債務者　平田　政春
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
釧路地方裁判所根室支部

平成２８年（フ）第７９号
山口県光市島田７丁目13番16号　第一寿コーポ102号、前住所山口県光市上島田７丁目７番17号
債務者　田中　訓明
1　決定年月日時　平成28年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２８年（フ）第６０４号
神奈川県厚木市及川１丁目８番25号　三橋方
債務者　清水　里菜
1　決定年月日時　平成28年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第６０２号
神奈川県小田原市前川75番地の１　ゆりかもめ　101
債務者　首藤　浩行
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第６０５号
神奈川県伊勢原市高森1148番地の３　あかね110号
債務者　長坂　慎也
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第６１６号
神奈川県秦野市鶴巻南２丁目７番１－504号
債務者　柴田　恵子
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１６１３号
愛知県小牧市小木５丁目251番地　ドゥーハウスＸ102号室、住民票上の住所愛知県一宮市萩原町中島字沖額20番地２
債務者　増永　公孝
1　決定年月日時　平成28年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１３２３号
愛知県大府市共栄町６丁目435番地　アビエス共和ＥＨ1207号
債務者　原田　千鶴
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部